○内閣府令第十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五十九条第五項において準用する同法第九条第五項の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（公聴会）	（公聴会）
第一条　日本農林規格等に関する法律（以下「法」という。）第五十九条第五項において準用する法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	**第一条**　日本農林規格等に関する法律（以下「法」という。）第五十九条第五項において準用する法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書（正副三通）を内閣総理大臣に提出しなければならない。
［一～四　略］	［一～四　同上］